

校長	教頭	教務主任	保健主事	担任

(教務保管)

令和 年 月 日

山梨県立山梨高等学校長 殿

山梨県立山梨高等学校定時制 年 番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 学校において予防すべき感染症 による出席停止願

(主に第一種および第三種で医師による登校許可が必要な感染症 詳細は別紙参照)

次のとおり \_\_\_\_\_ と診断されましたので、出席停止をご許可くださいますようお願い申し上げます。なお、治療が完了し、感染の恐れがなくなりましたので、医師から登校を許可していただきました。

#### 【医療機関記入欄】

#### 登校許可書

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

上記の者を \_\_\_\_\_ と診断しました。

出席停止期間 令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

上記の感染症の治療が完了し、感染の恐れがなくなりましたので、登校を許可します。

令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ 印

## 学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症（下記一覧）にかかった生徒、またはその疑いがある生徒は、感染拡大を防ぐため、出席停止の措置をとらせていただきます。

医師に学校において予防すべき感染症（下記一覧）と診断された場合には、担任に連絡をお願いします。また完治し登校する際は、出席停止の期間の基準（登校の基準）を満たし、かつ、登校の際に出席停止願を提出する必要があります。

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間（学校保健安全法施行規則 第18条 および 第19条）

	感染症名	出席停止の期間の基準	必要な書類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ熱、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスに限る） 中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスに限る） 鳥インフルエンザ（H5N1に限る）	治癒するまで	登校許可証のついた出席停止願
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	受診証明書のついた出席停止願
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎  コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  [ その他の伝染病 ] 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性赤斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	登校許可証のついた出席停止願

※ 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる第三種に属する感染症・・・アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）